



# 熊本県公報

第11755号

平成20年11月11日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>公 告</b>	
○道路の位置指定の公告	(建築課) 1
○開発行為工事完了公告	( 〃 ) 1
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 1
○土地改良区役員の退任	(農村計画・技術管理課) 2
○争議行為の予告	(労働雇用総室) 2
○公の施設における指定管理者の募集 (熊本県環境センター)	(環境政策課) 3

## 公 告

### 熊本県公告第758号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。  
平成20年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 玉名郡長洲町大字長洲2148番地
- 2 築造者の氏名 濱口誠一
- 3 道路の位置 玉名郡長洲町大字長洲字上外濱2998番8
- 4 道路の幅員 4.15メートル
- 5 道路の延長 30.09メートル
- 6 指定年月日 平成20年10月27日
- 7 指定番号 玉名景建第36号

### 熊本県公告第759号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成20年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
人吉市宝来町字下町1293番、同1293番2、同1295番2、同1296番2、  
同1298番8、同1299番3、同1307番1、同1316番1、同1326番1、  
同1328番4  
20,026.44平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名(名称)  
熊本市尾ノ上一丁目6番13号  
株式会社オフィスパークレー

### 熊本県公告第760号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成20年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ロッキー芦北店  
葦北郡芦北町大字芦北字西割南2276番地ほか
- 2 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(1) 駐輪場の位置及び収容台数

	位 置	収 容 台 数

変更前	店舗北側	23台
変更後	店舗北西側	同上 (変更なし)

(2) 自動二輪者駐車場の位置及び収容台数

	位 置	収 容 台 数
変更前	店舗北側	4台
変更後	店舗東側	同上 (変更なし)

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	位 置	容 量
変更前	ア 店舗南側	7立方メートル
	イ "	5 "
	ウ "	7 "
	計	19 "
変更後	ア 店舗南西側	同上 (変更なし)
	イ "	" ( " )
	ウ "	" ( " )
	計	" ( " )

3 変更する年月日

平成20年10月30日

4 変更する理由

- (1) (2) 当初計画していた水路及び調整池の場所が変更となったため、敷地の有効活用が可能となり、建物の形状を変更することに伴い、駐輪場及び自動二輪車駐車場の位置についても併せて変更を行うもの
- (3) 芦北町から廃棄物保管施設の位置変更について意見が提出されていたが、生活環境上の影響を考慮し、意見のとおり位置の変更を行うもの

5 届出年月日

平成20年10月29日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び芦北地域振興局総務振興課  
平成20年11月11日から平成21年3月11日まで

熊本県公告第761号

上益城郡山都町に事務所を置く矢部開パ地区土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成20年11月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
監事	倉岡 英治	上益城郡山都町下名連石4261番地

熊本県公告第762号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定に基づき、熊本県医療労働組合連合会執行委員長から平成20年10月31日付けで次のとおり争議行為を行う旨通知があったので、同法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定により公表する。

平成20年11月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 争議行為の目的

- (1) 医師・看護師などをはじめとする医療労働者の大幅増員。労働条件改善、「合理化」・業務委託反対。働くルールの確立
- (2) 生活改善をはかる賃上げと雇用確保。成果主義賃金、評価制度導入反対。医療産別最低賃金の制度化（病院の看護師・准看護師）
- (3) 医療・介護・社会保障の拡充。医療制度改悪の中止・撤回と制度拡充。安全・安心の医療とゆきとどいた看護の実現
- (4) 国公立・公的・民間医療機関の統廃合など医療提供体制の縮小再編成「合理化」反対。存続・拡充と雇用の確保
- (5) 医師・看護師など増員のための「法律・制度」の制定と改正。200万人以上看護体制の確立。「看護職員需給見直し」の抜本見直し。二年課程通信制の改善
- (6) 憲法改悪阻止、改悪教育基本法の強要反対、核兵器廃絶、平和と民主主義の擁護。消費税など庶民大増税阻止

2 争議行為の日時

- 平成20年11月12日から目的を実現するまでの間の連日又は短時間
- 3 争議行為を行う場所
    - 特定医療法人芳和会 くわみず病院（熊本市神水一丁目14-41）
    - 特定医療法人芳和会 本部事務所（熊本市神水一丁目14-41）
    - 特定医療法人芳和会 熊本県民医連事務所（熊本市神水一丁目14-41）
    - 特定医療法人芳和会 ぼっぼ保育所（熊本市水前寺六丁目20-11）
    - 特定医療法人芳和会 平和クリニック（熊本市本荘二丁目15-18）
    - 特定医療法人芳和会 くすのきクリニック（熊本市龍田五丁目1-41）
    - 特定医療法人芳和会 菊陽病院（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
    - 特定医療法人芳和会 菊陽ぼっぼ保育所（菊池郡菊陽町原水字下中野5587）
    - 特定医療法人芳和会 水俣協立病院（水俣市桜井町二丁目2-12）
    - 特定医療法人芳和会 神経内科リハビリテーション協立クリニック（水俣市桜井町二丁目2-28）
    - 特定医療法人芳和会 八代中央クリニック（八代市永碓町1361）
    - 特定医療法人芳和会 天草ふれあいクリニック（天草市丸尾町16-34）
    - 社会福祉法人くまもと福祉会 特別養護老人ホームたくまの里（熊本市御領一丁目13-26）
    - 有限会社健康共同ファルマ ひまわり薬局（熊本市神水一丁目20-7）
    - 有限会社健康共同ファルマ くすの木薬局（熊本市龍田五丁目1-43）
    - 有限会社健康共同ファルマ さくら薬局（水俣市桜井町二丁目2-19）
    - 有限会社健康共同ファルマ たんぼぼ薬局（菊池郡菊陽町原水字下中野5587-4）
    - 特定医療法人ピネル会 ピネル記念病院（熊本市佐土原一丁目8-33）
  - 4 争議行為の概要
 

救急外来患者及び入院中の重症患者のために最低必要な保安要員若干名を除く全組合員又は一部組合員によるストライキ、その他すべての争議行為

熊本県公告第763号

県が設置する公の施設における指定管理者について、次のとおり募集する。

平成20年11月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の概要
  - (1) 名称  
熊本県環境センター（以下「環境センター」という。）
  - (2) 所在地  
熊本県水俣市明神町55番1号
  - (3) 施設の規模等  
ア 敷地面積 30,007平方メートル  
イ 主な建物 環境センター  
（鉄筋コンクリート2階建て、延床面積1,655平方メートル）
  - (4) 施設の概要  
情報プラザ、エコ・ステージ、環境シアター、会議室等
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 環境センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務  
（保守点検、植栽管理、清掃、警備、修繕）
  - (2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者が環境センターの管理上必要と認める業務
- 3 指定管理者の指定期間  
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで
- 4 参加資格  
次の要件のすべてを満たす法人その他の団体であること。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - (2) 県内に事業所を有すること。
  - (3) 熊本県から指名停止措置又は熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団の排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていないこと。
  - (4) 労働者災害補償保険に加入していること。
  - (5) 県税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。
  - (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。  
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
  - (7) 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。
- 5 申請の手続
  - (1) 申請書類  
申請に当たっては、次の書類を提出すること。  
ア 指定管理者指定申請書  
イ 熊本県環境センター指定管理者事業計画書及び熊本県環境センター管理業務の収支予算書

- ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- エ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- オ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類
- カ 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにする書類
- キ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
- ク 納税証明書
  - (ア) 法人税、消費税及び地方消費税について未納がないことの証明書
  - (イ) 熊本県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税）について未納がないことの証明書
- ケ その他知事が必要と認める書類
  - (ア) 県内事業所に係る従業員名簿及び賃金台帳
  - (イ) グループで申請する場合は、グループ構成員表及び協定書（構成員の代表団体、役割分担、代金請求・受領団体等を明らかにした書類）
  - (ウ) 「会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実がないこと」を証する書面
  - (エ) 熊本県と熊本県警察本部が締結した「指定管理者からの暴力団排除に関する合意書」に基づく暴力団との関係の有無の確認について協力する旨の申立書
- (2) 申請書の提出先  
 熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室（県庁行政棟新館5階）  
 郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号  
 電話番号096-333-2266（直通）
- (3) 提出期間  
 平成20年12月11日（木）から平成20年12月17日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分までとする。  
 郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時30分までに必着とする。  
 電子メール、ファクシミリでの提出は認めない。
- (4) 提出部数  
 2部（正本及びその写し）
- 6 指定管理候補者の選定  
 平成20年1月上旬～中旬に開催予定の指定管理候補者選定委員会において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を選定委員会の指定管理候補者の選定意見とし、最終的に県において指定管理候補者を選定する。
- 7 募集要項の交付  
 平成20年11月12日（水）から平成20年12月17日（水）までの間に、5の(2)に掲げる場所で交付する。
- 8 現地説明会
  - (1) 日時  
 平成20年11月21日（金）午後1時30分から
  - (2) 場所  
 環境センター 会議室
  - (3) 説明会への参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加者の氏名を5の(2)にあらかじめ連絡すること。
- 9 留意事項
  - (1) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
    - ア 申請書の提出方法、提出先、提出期限が守られなかったとき
    - イ 申請書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
    - ウ 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
    - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているもの
    - オ その他指定管理候補者選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるもの
  - (2) 提出された書類は、県庁内の使用及び指定管理候補者選定委員会での検討のため複写する。
  - (3) 提出された書類は、熊本県情報公開条例に基づく開示の請求により開示することがある。
- 10 その他
  - (1) 指定管理候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求める。
  - (2) 指定管理候補者として選定された者を、県議会の議決を経て、指定管理者に指定する。
  - (3) 委託料は、環境センターの維持管理に係る経費とする。
- 11 問い合わせ先  
 5の(2)に同じ。